

令和4年度
川口市立安行東小学校PTA定期総会
総会資料



総 会 次 第

1. 開会のことば
2. P T A会長あいさつ
3. 学校長あいさつ
4. 議長選任
5. 議事

1号議案	令和3度活動報告
2号議案	令和3年度決算報告
3号議案	会計監査報告
4号議案	規約説明・確認
5号議案	令和4年度役員報告承認
6号議案	令和4年度活動計画（案）
7号議案	令和4年度予算（案）

6. 議長解任
7. 閉会のことば

令和3年度川口市立安行東小学校PTA活動報告

月	
4	総務会 登校指導
5	総務会 PTA総会(書面決議) 登校指導
6	総務会 登校指導 PTA会員だより発行
7	総務会 PTAアシスタント募集 登校指導
8	美化作業(植木剪定)
9	美化作業(植木剪定) 登校指導 PTA会員だより発行 横断旗配布(1.2年生) 常任理事・理事会
10	総務会 運動会参加(ボランティア) PTA会員だより発行 PTA理事選出 登校指導 校内植栽作業(PTAアシスタント) ベルマーク回収のお願い(手紙配布)
11	総務会 PTA会員だより発行 ベルマーク集計作業 登校指導
12	総務会 常任理事・理事会 ベルマーク集計作業 登校指導
1	総務会 PTA会員だより発行 ベルマーク集計作業 登校指導
2	総務会 ベルマーク集計作業 登校指導
3	総務会 登校指導 校内植栽作業(PTAアシスタント) 横断旗回収(6年生) 常任理事・理事会 新入学生配布資料作成

令和3年度 安行東小学校PTA決算報告書

1. 一般会計

収入の部

項 目	令和3年度予算額	令和3年度収入済額	比較(予－収)	備 考
1. 前年度繰越金	990,827	990,827	0	
2. PTA会費	700,000	764,000	▲ 64,000	764世帯集金(教職員含む)
3. 雑収入	0	0	0	祝い金など
4. 預金利息	0	11	▲ 11	
合 計	1,690,827	1,754,838	▲ 64,011	

支出の部

項 目	令和3年度予算額	令和3年度支出済額	比較(予－支)	備 考
1. 事務費	184,000	139,154	44,846	
1) 消耗品費	30,000	6,800	23,200	用紙・封筒・インク
2) 通信費	10,000	5,040	4,960	切手
3) 備品費	20,000	5,922	14,078	ポリ袋など
4) 事務用機器賃借費	124,000	121,392	2,608	輪転機・椅子
2. 活動費	515,000	539,110	▲ 24,110	
1) 総会費	10,000	31,347	▲ 21,347	郵便料金・花束など
2) 総務費	36,000	20,637	15,363	ファイル・USBメモリーなど
3) 補導部費	0	0	0	
4) 広報部費	0	0	0	
5) 文化研修部費	0	0	0	
6) 美化厚生部費	0	0	0	
7) 祭事部費	0	0	0	
8) 特別活動費	209,000	208,322	678	証書入れ・草花など
9) 広報発行費	60,000	74,250	▲ 14,250	1回発行(教職員紹介)
10) 災害対策費	200,000	204,554	▲ 4,554	消毒液・防災セット・災害備蓄品など
3. 特別行事準備費	300,000	300,000	0	特別会計へ振り替え
4. 市P総合補償	65,000	62,458	2,542	PTA活動総合補償
5. 諸費	243,000	60,640	182,360	
1) 負担金	14,000	15,640	▲ 1,640	市P連・学校保健会
2) 慶弔費	50,000	20,000	30,000	慶: 1件・弔: 2件
3) 渉外費	179,000	25,000	154,000	本校入学式・卒業式・運動会
6. 予備費	383,827	91,898	291,929	横断旗など
合 計	1,690,827	1,193,260	497,567	

一般会計収支決算

令和3年度収入済合計	令和3年度支出済合計	次年度繰越金
1,754,838	1,193,260	561,578

令和3年度 安行東小学校PTA決算報告書

2. 特別会計(特別行事準備費)

収入の部

項 目	令和3年度予算額	令和3年度収入済額	比較(予一収)	備 考
1. 前年度繰越金	1,723,599	1,723,599	0	
2. 特別行事準備費	300,000	300,000	0	一般会計より振り替え
3. 雑収入	0	0	0	寄付金など
4. 預金利息	0	15	▲ 15	
合 計	2,023,599	2,023,614	▲ 15	

支出の部

項 目	令和3年度予算額	令和3年度支出済額	比較(予一支)	備 考
1. 周年行事準備費	0	0	0	
1) 活動費	0	0	0	
2) 物品購入費	0	0	0	
3) 雑費	0	0	0	
2. 予備費	2,023,599	0	2,023,599	
合 計	2,023,599	0	2,023,599	

特別会計収支決算

令和3年度収入済合計	令和3年度支出済合計	次年度繰越金
2,023,614	0	2,023,614

上記の通り、一般会計及び特別会計について、ご報告致します。

令和4年 4月 12日

会計

秋元 康夫



上記決算報告について監査の結果、相違ない事を認めます。

令和4年 4月 12日

監事

品田 隆



監事

屋代 恵理



令和4年度川口市立安行東小学校PTA事業計画(案)

月	
4	総務会
	登校指導の実施について(手紙配布)
	PTAアシスタント募集
5	総務会
	PTA総会(書面決議)
	PTA会員だより発行
6	総務会
	登校指導の実施について(手紙配布)
	ベルマーク集計
	校内植栽作業
	美化作業(植木剪定)
7	総務会
	常任理事会・理事会
	PTA会員だより発行
	ベルマーク集計
	カーテン洗濯
8	
9	総務会
	登校指導実施について(手紙配布)
	ベルマーク集計
10	総務会
	校内植栽作業
	ベルマーク集計
11	総務会
	運動会参加
	ベルマーク集計作業
12	総務会
	常任理事会・理事会
	PTA会員だより発行
	登校指導の実施について(手紙配布)
1	総務会
	ベルマーク集計作業
2	総務会
	ベルマーク集計作業
3	総務会
	校内植栽作業
	横断旗回収(6年生)
	常任理事・理事会
	PTA会員だより発行
	新入学生配布資料作成

令和4年度 安行東小学校PTA予算(案)

1. 一般会計

収入の部

項 目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	比較増減	備 考
1. 前年度繰越金	561,578	990,827	▲ 429,249	
2. PTA会費	1,800,000	700,000	1,100,000	750世帯集金(教職員含む)
3. 雑収入	20,000	0	20,000	祝い金など
4. 預金利息	10	0	10	
合 計	2,381,588	1,690,827	690,761	

支出の部

項 目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	比較増減	備 考
1. 事務費	413,000	184,000	229,000	
1) 消耗品費	88,000	30,000	58,000	インク・トナー・用紙など
2) 通信費	15,000	10,000	5,000	切手・葉書
3) 備品費	230,000	20,000	210,000	PCソフト・会議室A/C
4) 事務用機器賃借費	80,000	124,000	▲ 44,000	輪転機
2. 活動費	1,154,000	515,000	639,000	
1) 総会費	20,000	10,000	10,000	郵便料金・花代など
2) 総務費	35,000	36,000	▲ 1,000	文房具など
3) 登校指導(防犯)費	67,000	0	67,000	横断旗など
4) 美化作業費	408,000	0	408,000	樹木整備:外部委託/カーテン洗濯
5) 園芸作業費	90,000	0	90,000	年3回
6) ベルマーク作業費	5,000	0	5,000	
7) 旅費交通費	14,000	0	14,000	研修・講習会の交通費
8) 入学式・卒業式助成費	130,000	0	130,000	証書入れ・コサージュ・花など
9) 特別活動費	105,000	209,000	▲ 104,000	五校連協・講演会講師など
10) 広報発行費	80,000	60,000	20,000	1回発行(教職員紹介)
11) 災害対策費	200,000	200,000	0	災害備蓄品・コロナ対策
3. 特別行事準備費	350,000	300,000	50,000	特別会計へ振り替え
4. 市P総合補償	65,000	65,000	0	PTA活動総合補償
5. 諸費	296,000	243,000	53,000	
1) 負担金	16,000	14,000	2,000	市P連・学校保健会
2) 慶弔費	50,000	50,000	0	祝金・香典
3) 渉外費	230,000	179,000	51,000	市P連東ブロック・五校連協など
6. 予備費	103,588	383,827	▲ 280,239	
合 計	2,381,588	1,690,827	690,761	

令和4年度 安行東小学校PTA予算(案)

2. 特別会計(特別行事準備費)

収入の部

項 目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	比較増減	備 考
1. 前年度繰越金	2,023,614	1,723,599	300,015	
2. 特別行事準備費	350,000	300,000	50,000	一般会計より振り替え
3. 雑収入	0	0	0	寄付金など
4. 預金利息	15	0	15	
合 計	2,373,629	2,023,599	350,030	

支出の部

項 目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	比較増減	備 考
1. 周年行事準備費	0	0	0	
1) 活動費	0	0	0	
2) 物品購入費	0	0	0	
3) 雑費	0	0	0	
2. 予備費	2,373,629	2,023,599	350,030	
合 計	2,373,629	2,023,599	350,030	

安行東小学校PTA顧問一覧

初代	中山 金 吉	昭和56年度会長
第2代	小林 進	昭和57年度会長
第3代	秋 元 恵 二	昭和58年度会長
第4代	大 熊 進	昭和59～60年度会長
第5代	金 子 利 夫	昭和61～62年度会長
第6代	吉 澤 郁 雄	昭和63年度会長
第7代	鈴 木 勇	平成元年～2年度会長
第8代	中山 義 宣	平成3年度会長
第9代	青 葉 賢 一	平成4年度会長
第10代	横 山 充 男	平成5年度会長
第11代	小林 和 治	平成6～7年度会長
第12代	中山 憲 治	平成8年度会長
第13代	宇田川 長 吉	平成9～10年度会長
第14代	宇田川 博 史	平成11～12年度会長
第15代	中 田 晋 一	平成13～14年度会長
第16代	五 島 淳 一	平成15～17年度会長
第17代	中山 栄 次	平成18～19年度会長
第18代	鈴 木 雄 一	平成20年度会長
第19代	小林 隆 行	平成21年度会長
第20代	鈴 木 克 典	平成22～23年度会長
第21代	小林 進 一	平成24～25年度会長
第22代	八木下 幸 雄	平成26～27年度会長
第23代	小林 俊 男	平成28～30年度会長
第24代	鈴 木 信 彦	令和元～2年度会長
第25代	藤 倉 浩 二	令和3年度会長

安行東小学校PTA相談役一覧（順不同）

平 岡 仁	安行地区連合町会長
杉 本 忠 昭	安行藤八町会長
結 城 喜世貴	安行出羽町会長
金 子 利 夫	安行町会長
大 野 勝 己	安行吉蔵町会長
小 林 繁 雄	安行西立野町会長
高 山 重 之	安行領家町会長

感謝状贈呈者一覧（PTA関係功労者）

氏 名	旧 役 職
梅 原 麗 美	PTA副会長
屋 代 恵 理	PTA監事

令和4年度 PTA総務名簿			
役 職	氏 名	年 組	備 考
会 長	秋 元 康 夫	5－4	
参 与	福 嶋 繁 夫	学校長	
副会長	藤 田 由美恵	教 頭	
副会長	川 上 正 人	教 頭	
副会長	保護者より2名		
監 事	品 田 隆	主幹教諭	
監 事	保護者より1名		
会 計	保護者より2名		
書 記	保護者より2名		
幹 事	2名		

令和4年度 理事
保護者より 10名

川口市立安行東小学校PTA規約（案）

第1章 名称と事務所

第1条 本会は川口市立安行東小学校PTAと称し、事務所を同校に置く。

第2章 目的と活動

第2条 本会は子供の幸せと、すこやかな成長をはかるため、学校と家庭との連絡を密にし併せて会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するため次の機関をおく。

1. 総会
2. 常任理事会及び理事会
3. 災害対策本部
4. その他

第3章 会 員

第4条 本会は在学児童の保護者及び教職員で組織する。

第4章 役 員

第5条 本会は次の役員をおく。

- | | | |
|---------|--------------|-----------------|
| 1. 会長1名 | 2. 参与1名(学校長) | 3. 副会長数名(内教頭含む) |
| 4. 監事数名 | 5. 会計数名 | 6. 書記数名 |
| 7. 幹事数名 | 8. 理事数名 | |

第6条 本会は顧問・相談役をおくことができる。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会務を総理し、各種の会議を招集する。
2. 参与は、会務全般について助言を行い、各種会議に出席する。
3. 副会長は会長を助け、会長に事故等ある時は、これを代理する。
4. 監事は本会の会計監査を行う。
5. 会計は、金銭出納に関する事務を管理する。
6. 書記は各種会議の議事を記録し保管する。
7. 幹事は本会の庶務を担当し、各種会議に出席する。
8. 理事は本会の常務を執行し、各種原案の作成と業務を審議する。
9. 災害対策本部は災害時における活動を行う。

- 第 8 条 役員の選出方法は次のとおりとする。
1. 正副会長及び監事は、理事会において会員より選出し、総会で決定する。
顧問・相談役・会計・書記・幹事は会長委嘱とする。
 2. **理事は会員より応募で選出する。**
- 第 9 条 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。補欠の場合は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

- 第 10 条 総会は年1回開き、場合によっては臨時に開くことができる。総会では次のことを協議する。
1. 会則の制定・変更。
 2. 役員の決定。
 3. 会務・会計活動の報告、並びに承認。
 4. その他必要事項。

第 11 条 常任理事会は、会長・副会長・監事・会計・書記・幹事職員代表で構成し、理事会提出議案等を協議する。

第 12 条 理事会は、常任理事・理事で構成し、活動の企画を協議執行する。

第 13 条 総ての会議の議案の採決は、出席者の多数決とする。

第6章 会 計

第 14 条 本会の会計は、会費及びその他をもって充てる。会費は一世帯2,400円/年額とする。

第 15 条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 補 則

第 16 条 本会運営に必要な細則は理事会において定める。

第 17 条 本会則は昭和56年10月16日より施行する。

昭和57年5月13日	一部改正	平成17年5月20日	一部改正
昭和59年5月15日	一部改正	平成20年5月23日	一部改正
昭和60年5月17日	一部改正	平成21年5月15日	一部改正
昭和61年5月8日	一部改正	平成22年5月28日	一部改正
昭和63年5月27日	一部改正	平成23年5月27日	一部改正
平成6年5月17日	一部改正	平成24年5月25日	一部改正
平成11年5月13日	一部改正	平成25年5月2日	一部改正
平成12年5月18日	一部改正	平成30年3月13日	一部改正
平成14年5月15日	一部改正	令和4年3月9日	一部改正
平成15年5月14日	一部改正		

川口市立安行東小学校PTA運営細則(案)

第1条(根拠)

この細則は、規約第7章16条の定めるところにより制定する。

第2条(理事の選出)

1. **理事は会員より応募して選出する。**

第3条(専門部員の選出)

削除

第4条(正・副会長及び監事の選出)

正・副会長及び監事の選考は前年度常任理事が行い、規約に基づき決定する。

第5条(顧問・相談役)

歴代PTA会長を顧問、現職町会長を相談役とする。

第6条(委員会の設置等)

理事会に於いて必要と認められた場合は、特別の委員会を設けることができる。

第7条(改廃)

この細則の改廃は理事会で行う。

第8条 この細則は、昭和57年 5月13日より施行する。

昭和59年5月15日	一部改正
平成6年5月17日	一部改正
平成10年5月13日	一部改正
平成14年5月15日	一部改正
平成17年5月20日	一部改正
平成18年5月19日	一部改正
平成20年5月23日	一部改正
平成22年5月28日	一部改正
平成23年5月27日	一部改正
平成24年5月25日	一部改正
平成25年5月2日	一部改正
平成30年3月13日	一部改正
令和4年3月9日	一部改正

川口市立安行東小学校PTA慶弔規定(案)

表彰・慰労・慶弔の規定は次のとおりとする。

第 1 条

表 彰

1. 会長・副会長・監事・幹事・会計・書記・常任理事がその任を終了したとき、感謝状と記念品を贈る。(教職員は除く。)
2. 本会に貢献したものについて表彰する場合は、理事会の承認を得てこれを行う。

第 2 条

慰 労

教職員の転退職の際には総会において記念品を贈る。

第 3 条

慶 弔

1. 教職員の結婚に際し、10,000円を贈る。
2. (1) 会員・児童の死亡に際し、10,000円をもって弔意を表わす。
(2) 本会に功労され退任された役員等の死亡に際し、5,000円をもって弔意を表すことができる。
(3) 上記以外で会長が必要と認めた場合、慶弔を表すことができる。
3. 会員の住居の火災に際し、10,000円をもって御見舞いとする。

第 4 条

その他必要事項は、常任理事会で協議し、もしくは正副会長で協議をし遂行することができる。

第 5 条

本規定は、昭和57年5月13日より施行する。

平成23年5月27日

一部改正

平成24年5月25日

一部改正

令和4年3月9日

一部改正

川口市立安行東小学校PTA災害対策本部規定(案)

安行東小学校PTA災害対策本部の規定は次のとおりとする。

第 1 条 目的

川口市立安行東小学校PTA災害対策本部(以下、災対本部という)は異常気象時または災害時における円滑で正確な情報収集と情報提供、また災害発生、可及的速やかに学校教育活動が再開されることを目的に設置する。

第 2 条 本部役員

災対本部はPTA会長を本部長、副会長を副本部長とし以下、総務部員を本部員とする。

第 3 条 連携

災対本部は学校、消防、警察、避難所運営本部、その他救援機関等との連携を密にする。

第 4 条 災対本部の設置および解散

(1) 災対本部の設置は次の基準によるものとする。

ア) PTA会長が必要と認めたとき。

イ) 学校長より設置要請があったとき。

ウ) 市内で震度5弱以上の揺れが観測されたとき。

(2) 災対本部の解散は次の基準によるものとする。

ア) PTA会長が解散を宣言したとき。

イ) 児童の安全が十分に担保され、且つ安行東小学校PTA災害対策本部規定代1条の目的が達成されたと判断することができたとき。

第 5 条 活動範囲

(1) 児童およびPTA会員に関係する各種情報の収集と各種情報の提供

(2) 教育活動再開にむけた準備、調整

(3) 学区内通学路および臨時に通学路と認められた道路の安全確保

(4) 学校長からの要請に基づく教育活動の支援

(5) その他、災対本部において必要と判断された事項

第 6 条 協力要請と受諾

(1) 災対本部は第5条を履行するため、PTA会員に対し協力を要請するものとする。

(2) PTA会員は災対本部からの要請に対し、自己及び家族の安全が十分に担保され且つ、受諾者が要請に対し受諾できると判断した場合に協力するものとする。

第 7 条 経費

災対本部の運営および活動に要した費用はPTA会費をこれに充てる。

第 8 条 その他

(1) その他必要事項は災対本部にて協議し決定することができる。

(2) 災対本部の決定事項、活動報告、金銭出納関係帳簿を保存し理事会に報告する。

(3) 災対本部員及びPTA会員は自己及び家族の安全と生活の維持を優先とする。

(4) PTAの備蓄品は会長の判断で、学校、その他必要な対象に使用することができる。

(5) 備蓄品は定量管理とし、使用、または期限切れの場合は速やかに補充する。

本規定は、平成24年5月25日より施行する。

令和4年3月9日 一部改正